

○14番（大崎 潤子君） 今期最後の一般質問になりました。

今回は3点の質問をいたします。1点目は町政懇談会について、2点目は介護保険について、3点目は税の回収機構についてであります。

どうぞ明快な答弁、よろしく願いをいたします。

まず最初に10月、11月にかけて各自治会で実施されました町政懇談会についてです。

私も10月25日の西1丁目の懇談会に参加をいたしました。東員町のこれからのまちづくり、地域づくりと題して、1. 東員町の人口の現状と今後の推移、2. 財政面から見た今後の東員町について説明を受け、その後、質疑応答に入りました。

出された意見の主なものは、町主催の介護予防事業には参加者が少ないのではないか、在宅医療とかかりつけ医師の問題、あるいは町内にあるものを掘り起こし税収を考えたらどうか、ふるさと納税、喜び農業などなどの意見が出されたのではないかと思います。

そこで、全自治会の懇談会を終えられまして、1点目、参加者はどのようであったのか、その参加人数は多いと感じられたのか、いやいや少ないというふうに思われたのかどうか。2点目は、その会場で出されました諸々の意見について、すぐ改善できるものはどのように解決をされたのでしょうか。3点目は、この町政懇談会を通じ、町民の町に対するさまざまな声をどのように町長として感じ取られ、今後のまちづくりにどのように生かしていかれるのでしょうか。

町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 10月3日から11月15日にかけて、全自治会で開催をさせていただきました町政懇談会についてのご質問にお答えをさせていただきます。

参加いただいた人数ですが、23自治会で672人、小学校区別に見ますと、神田188人、稲部127人、三和71人、笹尾西106人、笹尾東94人、そして城山で86人であり、以前開催をいたしました小学校区単位での懇談会に比べまして多くの方に参加をいただいたと思っております。それでも全世帯の約7%でしかありません。もう少し多くの皆さまに参加いただきたかったというふうに思っております。

懇談会では、東員町のこれからのまちづくりをテーマとして、今後予想される人口減少や、それに伴う財政を含めた課題について説明をさせていただき、これから私たちが地域で起こる課題を解決し、このまちを子どもや孫世代に残すべく、私たちが取り組まなければならないことについて話をさせていただきました。

その後、参加いただいた皆さまからいろいろなご意見やご提言をいただきました。私の感想としましては、まだまだ東員町は裕福なまちというようなことを考えてみえる町民の方が、かなり多いのではないかなというように感じました。

懇談会の中で私が例に挙げました、午前中も言いましたけども、北海道の弟子屈町や富山市の上市町などでは、町民のみんながまちの将来に対して、少なからず危機感を持っておられました。そしてその思いが、自分の住んでいるところで「真に生活の質の豊かさ」というものを実感できるようなまちづくり、それに町民一人一人が自ら取り組んでみえます。そして成果を上げているということにつながっているのではないかなというふうに思っております。

何度も申し上げていることですが、これからは人口が減少していく時代であること、そしてそれに伴う課題が顕在化してくること、こういった中で、今までのように行政が何でも引き受けられるというような時代では、これからはありません。行政は町民の皆さまからお預かりした、これから少なくなりつつある税金を、いかに効率よく使うかを考えることが仕事であるというふうに思っております。行政の手の届かないところが、これから増えてくるのではないかなというふうに思っておりますが、そういうところは町民の皆さまの創意工夫による自らの地域のまちづくりに委ねていかなければならないと考えております。

こうした中で、東員町の魅力の掘り起こしや特産品づくりに対する提言などをいただきましたが、こういったものは行政だけでやるのではなくて、一緒に取り組もうよという町民の皆さんのメッセージだと受け取っております。

また、公共施設の有効利用や民間を巻き込んだ町民の皆さまの困っておられる皆さまの移動や買い物難民対策などに対する提言もいただきましたが、こうしたことは行政としてこれから考えていかなければならない課題解決に向けて、検討するためのヒントをいただいたのではないかなというふうに思っております。

現在懇談会の記録を整理しております、12月7日から順次ホームページに掲載をいたしております。また、概要につきましては広報とういんでもお知らせさせていただきます。

すぐにやれることはどうしたかと言われてますが、今言いましたように整理しております、まだ具体的に手をつけているわけではございませんので、よろしくお願いをしたいと思います、ご参加いただきました皆さまや懇談会を準備いただきました自治会、あるいは自治会の役員の皆さまに対しましては、心よりお礼を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（山本 陽一郎君）

大崎議員。

○14番（大崎 潤子君）

町長から答弁をいただきました。参加者が23自治会で672人ということで、全世帯の7%、久方ぶりの町政懇談会、以前はテー

マ別での懇談会でしたので、それに比べると多いのかなというふうには思いますが、懇談会を行いますということに対しての周知の啓発、そういうところにおいて、まだこういうことをすれば、もっとたくさんの皆さんが集まったのではないのかなとか、そういうことも今後の総括会議の中で示されるのかなというふうに思いますけれど、当面、今の段階でこういう点がやっぱり不足したのかなということがあれば、ぜひお願いをして、答弁をしていただきたいというふうに思います。

それとあわせまして、やはりこういう町政懇談会については、先ほど副町長からもございましたが、やはりきちっと町民に情報提供をする、そういう意味ではとても大切なことでありまして、今回やったから、じゃあ来年はもうやめましょうではいけないというふうに思います。やはり持続的にずっと東員町がある限りは、私は最低でも1年に1回はやっていただいて、町民と一緒に情報を共有をし、先ほど来、町長が町民の皆さんのお力がないことには、これからの少子高齢化社会においてはできないから、町がやること、住民がやることをきちっと区分けをしながら進んでいかなければならないということをおっしゃってありました。そうするには情報をきちっと提供していただいて、そういう立場を明確にしない限りはできないというふうに思うんですよね。ですからそういうところについて、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） ちょっと反省点ということでは、多分周知の問題もあると思います。もうちょっと精査してみないとわかりませんが、その問題はあると思います。

それともう一つ私が感じたのは、若い人とか女性が少なかったかなというふうに思っております。ですから若い人が参加していただけるような、女性が参加していただけるような、そんな周知の方法が要るのかなというふうに思っています。

今回は実は平日でもいい、土日でもいいということで、しかも時間帯も朝から夜まで広くお示しをさせていただいて、その中で自治会の皆さんに選んでいただいたという方法をとってますので、時間帯につきましては、こちらから示したものでなくて、自治会のほうからこのほうがいいよというところをとらせていただいたので問題ないと思うんですが、周知の方法かなというふうに思っています。これから今年のことを精査しまして、来年につなげていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） ぜひ今回の町政懇談会をきちっと精査していただいて、きちっとした方向で来年度以降もきちっとこういう形でして進めていただきたい、情報を共に共有しながら東員町のまちづくりについて考えていただきたいというふうに思います。

先ほど副町長の話の中にも、やはり職員の中のコミュニケーションのあり方とか、問題点もありますよということをおっしゃってありました。それで私が気づくことですけれど、やはり出前講座というのは確かにございますが、この出前講座については、要請がない限りは積極的に町政から出ていかないというふうな、私は感じを受け止めているんですね。そうじゃなくて、今どうしても抱えている問題があれば積極的に出ていただいて、5名でも10名でもいいじゃないですか、そういう姿勢がない限りは、いくらまちづくりをやりましょう、何々に協力してくださいということをおっしゃっても、なかなか町民はついていかないというふうに思います。

ですから東員町の質のいい職員、今がだめということではないんですよ、東員町の職員の皆さんが質が高くなって、町民とのコミュニケーションがきちっととれていければ、東員町のまちづくりというのは進んでいくと思うんですよ。そうなれば人口の流出もひょっとしたら少なくなるかもわからないし、東員町の人口だって、東員町はこんなすばらしい職員さんがたくさんいるんだよ、そういう中で自分も住んでみたい、そういう発信の大きな源にもなるというふうに思うんですよ。

ですからやはり副町長も来ていただいて、今そういう形で若い世代の皆さんとのコミュニケーションをとっていますということです。課と課の風通しの悪さというのを常々私も感じてますので、そういうことを感じさせないまちづくりというのを、きちっとして努めていただきたいと思います。

それとあわせて町長に、先ほど来、北海道と富山市のお話をなさっております、ちょっと時間がないので詳しいことをお聞きしませんけれど、そこから得て今後の東員町はどういう方向性を目指していかれるのか、その点だけお願いしたいというふうに思います。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 視察させていただいたところに比較して、私は東員町が劣っているところはないというふうに思っております。その中で東員町はすばらしいものがいっぱいありますし、すばらしい方がいっぱいみえますし、ただ、そのことによって、まとまって何かしようということが今欠けているのかなということと、それからまちづくりをいろいろやっていくには当然費用もかかります。その費用の捻出というの、やっぱりやっていかなければいけないというふうに思ってます、その仕組みができてないということがあります。

ですから皆さんいろいろばらばらにやってみえる、すばらしいことをやってみえるんですけど、それが一つのまとまりになって、一つのかたまりになって進んでいければ、そして先ほど言いました費用を捻出するような仕組みができれば、もっとも東員町はすばらしいまちになっていくんだらうというふうに思ってます。

ですから地域の資源というのを最大限有効利用して、この町が輝くようなまちづくりを町民の皆さんと一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） ぜひそういう方向でお願いをしたいというふうに思いますし、やはり人材は本当にたくさんあるというふうに思います。たくさんの方をお持ちの方とか特技のある方というのを、それをやはりきちっとして集約して、今度介護保険の中でも若干述べるつもりでおりますけれど、人材バンク的なものをまずはおつくりになって、きちっとそこに登録をしていただいて活用していく、そういう核になるものをつくっていただきたいというふうに思います。

2点目に入らせていただきます。

高齢者福祉事業の見直し及び介護予防・日常生活支援総合事業の創設について、お尋ねをしたいというふうに思います。

介護保険が導入され15年がたちました。要介護の認定者が600万人、利用者が500万人を超え、介護給付費は当然拡大をし、日本の高齢化に伴う変化は予想どおり進んでいます。

今後の給付増に対して介護保険の利用の切り下げが始まりました。要支援1・2の人が利用しているデイサービスやヘルパーさんが介護保険から市町村による事業へ変わり、利用回数や時間や内容の切り下げが始まりつつあります。また、介護サービス事業者はもっと厳しく、介護保険サービスの単価がマイナス2.27%と下がっております。このような制度改正の中で、東員町においても見直しと創設が提起され、10月14日の全員協議会のお示しがありました。

それを受けまして、次の6点について尋ねてまいります。

1点目は、高齢者福祉事業の対象年齢が、65歳以上が75歳以上に変更となりましたがなぜでしょうか。

2点目は、長寿者のお祝い事業費、数え100歳のみ5万円とする。なぜ一遍に減となったのでしょうか。そんなに高齢者への支援をけちるのですか。長い間ご苦労さまとねぎらうことがとても必要だと考えますが、いかがでしょうか。この1と2については、先ほど南部豊議員の質問もございました。重複するとは思いますが、答弁お願いをいたします。

3点目は介護予防日常生活支援総合事業で、主体が多様なサービスの提供者となる地域支えあい活動支援事業と地域介護予防事業が提起され、事業費についても初期投資のみであります。サービスの担い手としてボランティアが強調されますが、要支援者への対応は専門性が余りなくてもよいといった考えは安易過ぎませんか。きちんとヘルパーが見ることによって、維持改善が図られ、給付費にも反映すると考えますが、いかがでしょうか。

4点目は地域包括ケアシステムの構築の中で、意識的に互助の強化を行わなければ強い互助は期待できないとなっております。今の社会保障は自助・互助、これが大変強調され、共助・公助となっております。いきつくところは安上がりの支援体制

ではないのでしょうか。何をもち意識的に評価されるのでしょうか、お願いをいたします。

5点目は社会参加、社会的役割を持つことが、生きがいや介護予防につながるとはどのようなことでしょうか。75歳以上の社会参加の場づくりをどのように考えていますか。また、意識改革についての啓発、今どのようなことを実施していますか、お願いをいたします。

6点目は、事業見直し及び創設で予算としては削減の方向だと私は考えます。総合事業に移行することで当面の費用の効率化は図られるかもしれませんが、長期的に見れば予防重視の理念に逆行していくのではないのでしょうか。

以上6点について、生活福祉部長の答弁を求めます。

○議長（山本 陽一郎君） 松下生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） 大崎議員の介護保険についてのご質問にお答え申し上げます。

本日、南部議員から同様のご質問をいただいております、重複する部分もごさいますのでお許し願います。

高齢者福祉事業の見直しにつきましては、人口減少、急激な高齢化を背景に、持続可能な制度とするため、現在利用状況等を勘案し、行うものでございます。

また、総合事業については、平成29年4月からの事業開始に向け、日常生活における生活支援の体制整備や介護予防事業等の推進を検討しているところでございます。

1点目の事業対象年齢の変更につきましては、本町ではひとり暮らし高齢者を重点的に支援してまいりましたが、急激な高齢化の進展のもとで、当該事業を持続させていくために、75歳以上の方で構成される世帯を対象とするなど、整理や拡充を含めて検討を行っております。

74歳以下の方に対する要介護にならないための支援、対応につきましても、現在介護予防事業の見直しや新たな事業を検討し、拡充を図ってまいります。

2点目の長寿者のお祝い事業の見直しにつきましては、ご長寿へのお祝いと、敬老の意を表する思いは何ら変わるものではございません。最高齢は多年にわたり受給される傾向にあること、88歳については平均寿命の延伸や近隣市町の状況等を勘案し、事業の見直しを行おうとするものでございます。

3点目の地域支えあい活動支援事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築に位置づけられた、高齢者の日常生活を支え合う地域づくりを支援するための事業として、経費の一部を支援するものでございます。

また、地域介護予防活動支援事業につきましては、身近な地域で気軽に予防活動に取り組むことができるよう、それぞれの地域で実施するための経費を一部支援するものです。

それぞれの事業を開始するに当たり、労力と費用を要することから、開設準備と2年間の運営について補助を行い、3年目以降は地域ボランティア制度を活用するなど、検討を進めているところでございます。

日常の生活支援等については、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、必要性が高まることが予測されます。そこで専門的なサービスにあわせ、ヘルパーなどの資格を有しない方でも対応可能な、例えばごみ出し、話し相手など、ボランティアや地域住民による多種多様な支援も必要であると考えております。

4点目の互助の強化につきましては、ボランティア活動や地域住民の取り組みであり、地域の皆さまのご理解とご協力なしではなし得ません。

地域の皆さまからボランティア、介護事業関係者等、行政まで、全てが互助の必要性について共通認識を持ち、それぞれの地域に必要な互助の方法を共に考え、強化してまいりたいと考えております。

5点目の社会参加、社会的役割を持つことの意識改革の対応につきましては、地域活動やボランティア活動などを行うことで、自分が必要とされているという自己肯定感や活動意欲が生まれ、生きがいや介護予防につながるものと考えています。

これらの活動を制度的に位置づけ、ネットワーク化を図るなど、高齢者の方が参加しやすい環境を整備すると共に、普及啓発に取り組んでまいります。

6点目の事業見直し及び創設での予算につきましては、本町の年齢構成や住まいの状況等が大きく変化してきたこと、地域包括ケアシステムの構築を目指すことから地域力を高め、身近な地域での支え合いを広く発展することのできる取り組みをはじめ、介護予防の取り組みに重点を置き、予算を検討、調整してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 生活福祉部長から答弁をいただきました。

1点目ですけれども、対象年齢が65歳から10歳アップして75歳になりますということは、今の高齢化社会の中ではこういう形かなというふうには思いますけれども、極端に10歳上がるわけですので、そのあたりは大変危惧をいたします。要するに75歳にならない方で、いろんな不都合が生じたときはここで対応なさるのか、全く違う福祉で対応なさるのか、そのあたりが見えてまいりません。

この説明の中でも、現在継続している方はそのまま継続使用ができますよということだったというふうに思いますが、そうでなくて、途中で何か不都合が生じて、どうしても必要だという場合はどういう対応をされるのかなというのが、ここでは見えてこないのですね。

それとひとり暮らしから世帯へ拡大をしていただいたということは、これはよいことだというふうに思うんですけれども、ちょっとそのあたり、まず1点ずつやっていきます。お願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

10歳引き上げと同時に10歳の差ができるわけですが、現在使用中の方につきましては、引き続き緊急通報装置などは設置させていただいてございますが、議員申されますように、その間に発生した場合どうするかということについて、個々の事情については状況等も勘案しながら、いろいろ補完していかないといけない部分は出てきようかなというふうに思っております。

また、あくまで将来の持続可能な制度としていくために、こういう形で変更させていただいたということでございますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 現在の使用の方は継続、何か不都合ができた場合は、その都度話し合いの中で、この項目に該当するかどうかをやっていきたいということをおっしゃってはいるんですけれど、そういう点もきちっと明記されないという問題が起きるのではないのかな。対応する方によって、Aさんはこれを活用してください、だけど違う人に相談したら、いやいや同じ内容のものであっても、相談を受ける側によっては違う受け取り方というのは絶対出てくるというふうに思うんですよね。そのあたりについてはいかがですか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

やはり制度的にいいますと、要綱で決められたとおりにさせていただくということになるかと思っておりますし、例えばどうしても緊急的な措置が必要な場合は、措置をとっていかんならん部分も出てきますので、その点については老人福祉事業の中で考えていかなければならないというふうに思っておりますし、またケアマネージャーさん、いろいろ支援を受ける方から相談を受けた際に、個々の事例について検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） あくまでも行政としては75歳という線が引かれているように思いました。ケアマネージャーさんにお話をしながら、個々のことについては対応するということですが、やはりこれから途中でいろんな形で病気になったり障がいを負ったりして、必要になるのがきつと出てくるというふうに思うんですよね。ですからそのあたりだけはきちっと明確にしていきたい、そういうのをきちっと要綱の中に入れてほしいということだけ申し上げておきたいと思っております。

それと長寿のお祝金の件なんですけれど、平成27年度で57万5,000円でしたね。ですから結果的に見れば、平成28年度は100歳の方を5万円にして、



予算書から見ると30万円で減額という方向性になっていくんですよね。ですから何か敬老行事もそうでしたけど、高齢者の皆さんが長生きをしていただくということは非常にいいことなんですけれど、それとあわせて町におけますこういう施策というのが段階的に削られていく、その辺を大変寂しいというふうに思います。

ですから極論を言えば、パッと100歳にするのではなくて、もう少し皆さんのお声を聞いていただいて、88歳も残していただき、段階的に解消するということも一つの方法ではないのかなというふうに思いますし、説明の時に、とにかく頑張っって100歳まで生きましようね、そういう目標になりますとおっしゃったような言葉が頭に残っているんですけど、そういうのもいかがかなというふうに思います。

確かに100歳まで頑張っって健康で暮らしたい、それは多くの皆さんの願いだというふうには思います。健康寿命も東員町は82～83歳ですか、県下でトップクラス、1～2位を争うということでしたので、それだけ皆さんが元気で頑張っっていらっしやるということはよくわかりますけれど、100歳まで頑張っっていただいて5万円、やはり私は南部豊議員もおっしゃったように、10万円出してもOKではないのかなというふうな思いがすごく強いのです。

ですからそのあたりですよ、本当に長寿者へのお祝いという、その根底に流れているもの、ただ上辺だけ、はい、あなた100歳、おめでとうございます、5万円なのか、長年の苦勞も含めてそういう思いがあるのかどうなのかが、ここに私はあらわれているんじゃないかなというふうに思いました。大変悲しいなというふうに思いましたが、その点だけお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文文君） お答え申し上げます。

やはり敬老の意をあらわすことについては、何ら変わるものではございませんが、近隣市町の状況といいますか、東員町にとっては、今まで100歳の場合ですと1万円でしたのが5万円にさせていただくということでございますので、その分を増額させていただいてございます。

ただですね、88歳の方につきましてはやはり年々増加するといいますか、1年間に100名ほどに達しておるという現状の中、ずっとこのまま続けるのがいいのかどうかということも判断させていただいた中の一つでございます。一度になくすということではなしに、この件につきましては、平成24年に敬老事業の自治会のほうにお願いした経緯もございまして、その点にも一部銀婚式とか金婚式とかダイヤモンド婚式なんかも減額させていただいた経緯もございまして、そんな中、今回も変えさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） まあそういう経緯の中で前回は銀婚式、金婚式、そういうのもなくしたから、今回は88歳をなくしていきますということではありませんが、私が申し上げたいのは、本当に高齢者の皆さん、ここまでよく頑張ってみえましたねという、そういう思いが、お金でいきますと5万円、10万円になるかは、それは別といたしまして、その辺がすごく何か寂しいということを申し上げているわけです。やっぱりきちっともって敬ってしてあげたい。ただ目先だけの敬老会であったり、こういう祝金ではいかがかなという思いが非常に強いから、何遍も言いましたように、それではいけないのではないのでしょうかということを行っているわけでございます。

ちょっと時間ありませんので、次へ進みたいというふうに思います。

3点目には、地域包括ケアシステムというものが、今度は地域支えあい活動とか地域介護予防事業という形で変わってきてまして、多種多様のボランティアの皆さんが協調をされていくわけでありますが、例えばこういう総合事業をやる中で、利用者からの苦情の申し立てや事故等があったときには、行政が責任を持って対処されるのでしょうか。これからそういうことがないとも限りませんが、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

やはり利用者からの苦情とか、いろいろボランティア制度を行う中でいろいろな問題、課題等が出てきようかなというふうに思っております。その辺につきましては、何が原因かとか、そういうことも追求していかないといかん部分もありまして、その辺、皆さまからお聞きしながら、事業についての制度設計等を勘案していかないといけないかなというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 今後そういうことも含めて制度設計をしていくということを今おっしゃいました。とても大切なことですので、ボランティアに責任をなすりつけるということは絶対あってはなりませんし、ですからこのことだけはきちっと制度設計というのをさせていただきたいというふうに思います。

とにかくボランティアというのが強調されますけれど、サービスの担い手として常にそういうボランティアとして責任のあるものを持たされちゃうと、何かもう組み込まれたボランティアというのは、ボランティアではなくなりませんか。常にボランティアはボランティアとして、AさんBさんをいろんなサービスの時に活用するという事は、ボランティアを飛び越えたことにはなりませんか。そういうことについての考えはどうでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文文君） お答え申し上げます。

やはり地域の皆さまで考えて、どういうふうに支え合っていたかというのが一番大切かなというふうに思っております。できること、できないことも多々あるかなと思いますし、支援する側、支援される側、双方の意見を聞きながら、どういふボランティアがいいのか、支援といいますかね、そういう形がいいのかというのを話し合いの中で決めていただいで、それに対する費用的な面も当然関係しようかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） この問題につきましては、平成29年度4月から東員町は実施をするということで、要綱はこの平成28年度につくるということですけど、実施は平成29年4月で間違いありませんか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文文君） お答え申し上げます。

実施は平成29年4月からということでございますが、全ての地区において、例えば全ての自治会とか、全ての各単位において実施できるかどうかというのは、やはり平成28年度から始める地域座談会とか、そういった形で、地域の皆さまがどういったご協力をいただけるかというところが一番肝要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 今それは初めて聞きましたけれど、この総合事業に移行するに当たって、とにかく地域の皆さんや事業者の皆さんや多くの皆さんの手をかりなければやっていけないわけですので、その説明会が始まるということですね。それは後で答えてください。始まるということなら、それできちっと計画を練って、多くの皆さんが参加をして、多くの皆さんが理解できる内容の座談会なり説明会というのを、ぜひ開いていただきたいというふうに思います。

それとあわせまして、現在元気老人サロン事業というのがありますね。これはあくまでも住民ができることを無理せずに行う活動であるというふうに私は考えてますけれど、今度は介護保険などの制度で住民主体の地域福祉活動、本来の目的が違うものを同じ土俵上に上げて実施するという形にはなりませんか。元気老人サロン事業がありますけれども、この間の説明の中では、そこから流れが分かれてきますよね、2つに。だけどもととの元気老人サロンという枠組みと介護予防なんかのそういうものを同じ土俵に上げていいんでしょうかということをお聞きします。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文文君） 1点目の地域座談会といいますか、これから生活支援コーディネータというのが重要な役割を果たしてくるということになっ

てございまして、これにつきましては地域住民による話し合いの場をもちまして、どういった担い手をつくっていくとか、そのための地域で話し合っていく場を設けていくということでございます。

元気サロン事業につきましては、今、23自治会におきまして実施していただいております。これについては非常によい取り組みという形で、そのまま自治会単位で存続していただきたいというふうに思っておりますし、これに対しての今現在、補助といたしますか、1人500円という形ですか、この部分に対しての費用についてを変更といたしますか、廃止させていただいて、それに置き変わる元気サロン事業の中でも、例えば介護予防事業とか、健康体操とか、例えばそういった取り組み、話し相手のなもの、身近な場所で寄っていただく場所についての支援という形で考えてございます。

地域支えあい活動とは別かということではなしに、本来元気サロン事業の中の事業の一部としてとらえていただく形になろうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 南部里美長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（南部 里美君） 部長のほうからご答弁申し上げますが、生活支援につきまして補足させていただき、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず私どもが今回2つの新たな補助制度を行おうとしておりますのは、地域での支え合いということで、生活支援事業に直結するものではございませんで、まず地域力を高めていただきたいというふうな思いから創設をさせていただくものでございます。

現在サロン事業でも、お取り組みをいただいている部分もございましてけれども、やはり皆さまが集える場所、いつでも行けば自分の居場所があるというふうなことを思っただき、ご家庭の中に閉じこもることのないように、また一つそうやって出かけていただくことで介護予防にもつながるというふうなことも思いながら、そういうふうな集いの場を地域のほうで住民の皆さまの手でおこしていただきたいというふうな思いからつくってございます。

生活支援の新体系への移行につきましては、現在のところは現行のサービスをそのまま新体系のほうに移行することを、まず優先をさせていただき予定でございまして。そうした中で新たなサービスとして構築していこうというものにつきましては、多種多様ということで国からも言われておりますので、いろんな形態を考えていくわけでございますけれども、住民主体による支援というものを、すぐさま急いで構築していこうというふうなものではございませんで、やはりそういうふうなものが地域の中である程度地域力として出てきた場合に、サービスとして構築できるものであれば、そういったものを東員町のサービスの一つとして位置づけていきたいと

いうふうに考えるものでございまして、町のほうで強制的にして、なし得るものではないと思いますので、住民の皆さまのほうのお力をかりながら、その辺については検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 制度そのものの内容が、ころころいろいろ形が変わってきますので、そういう中での説明というのは、私もきちっと伝えられている部分は伝えているつもりなんですけれど、わからない部分もあるのかなというふうには思いますので、制度そのものがいろいろ国の施策の中で変わっていく、こういうこともきちっと住民の皆さんにはお示しをしていただきたいというふうに思います。

先ほど課長のほうから、地域力を高めていきたいということをおっしゃっておりまして、高齢者の社会参加というのは非常に大切であるという視点は、私も何ら変わるものではありません。ですから先ほど町長の答弁にも言いましたけれど、その地域力を高めるためには、地域の皆さんのいろんな力をおかりするということが、とても大切だというふうに思います。例えば経理や車の運転、あるいはパソコン、調理、修理、そういう技術を持った皆さんの経験を活用して地域力を高めていく、そしてそういう皆さんをきちっと人材バンクか何かをつくって登録をしていくことによって、初めて地域力を高められるのではないのかなというふうに思いますけれど、東員町には人材バンクというのがあるのか、なければそういう方向で登録制度などをつくっていただいて、とにかく地域の掘り起こしというのをやっていただきたいんですけれど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

現時点では人材バンクという登録についてはございません。ただ、今、ボランティア支援活動事業というのをさせていただいておりますので、その中でボランティアポイントもつけて事業を行っておりますので、そういった名簿といいますか、そういった方は把握してございます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） ポイント制度というのは確かに始まっておりますが、やはりそういう人材バンクの登録制度なり、基礎になるものをきちっとつくっていただいて、掌握をしていただいて、地域力を高める一つの宝にさせていただきたいというふうに思います。

それでどなたかの質問の中にもありましたけれど、一つ大事なことは、困ったことが起きたときに助けてくださいと言える、そういう地域をつくっていただきたいというふうに思うんですね。今までは行政が何かありませんか、何かお困り事は

ございませんかという形でやってきたというふうに思うんですけど、それはそれでとても大切なことです。公が声かけをやめちゃったらどうなるのかなというふうに思いますので、それはとっても大切に進めていただきたいのですけれど、逆にやっぱり助けてください、それを受け止められる行政の体制づくりというのも、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それだけお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

やはり困った時に助けていただく方が非常に大事だと思いますし、もう一つ言うなれば、隣近所といいますか、ご近所同士のおつき合いの中で助け合っていただくというのも非常に有効な方法かなということも思っておりますので、今後さらなる高齢者福祉に向けて検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 高齢者福祉対策にしろ、介護保険にしろ、本当に難しい面というか、いろいろなものがすごくあるわけですので、介護保険について1点だけ、介護保険料はどんなに年金が少なくても、とにかく皆さんに払っていただいて、実際活用していらっしゃる方は2～3割の方が利用していらっしゃいます。多くの7～8割の方は、保険料だけ払って終わりという部分がすごく多いんですよ。多分東員町でも数字的にはそうでないかなというふうに思います。

ですからその7割、8割、保険料を活用なさらない皆さんのためにも、予防のために、もっともっと力を注いでいただきたいし、公としてきちっとした体制をつくる、そこにきちっとした人を配置する、そういうことも徹底してやっていただきたいということを最後をお願いをして、3点目に入りたいと思います。

3点目は三重地方税管理回収機構は2004年、市町の抱える滞納問題を解決しようと県で発足をし、29市町が加入しています。名張市が負担金を理由に三重地方税管理回収機構から脱退するとの報道がありました。東員町はこの10年間、移管件数が20件を超えたことはなく、平成25年は7件で平成26年は14件でした。

負担金は1. 均等割10万円、2. 軒数割10万円×軒数、3. 徴収割で前々年度徴収額×10%で負担金が計算をされております。

移管件数によって負担金は毎年違っております。ちなみに平成26年度は負担金が235万7,000円で、徴収金額は542万6,854円でした。徴収金額に対する負担金の率は43%を示しております。年度によっては負担金と徴収金額がほぼ同額の時もありました。このまま三重地方税管理回収機構に負担金を支払い、

負担金に見合う効果があるのかどうか、どのように考えてみえるのか、お聞きをしたいと思います。

次に平成26年度の町税の徴収率は、現年度分、滞納分も含め98.4%と、県下で一番です。これもここ10年、機構への職員派遣をし、徴収に関する知識を学び、その中には法的措置、差し押さえなどの実施や年金からの特別徴収も、この徴収率の上昇した大きな要因だと思います。滞納するにはそれなりの理由があるわけですので、日常的な相談などを強化していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

最後に子どもたちの啓発事業は小学校6年生で実施されておりますが、中学3年生も必要ではないかと考えます。

総務部長の答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 陽一郎君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤 博重君） 大崎議員の税についてのご質問にお答えいたします。

三重地方税管理回収機構は、平成16年4月に地方自治法第284条第2項に基づき一部事務組合としまして、当時、県内の全市町村が参加して発足いたしました。

回収機構設立の目的は4点ほどございまして、税の公平性の確保、2つ目に市町村税徴収体制の強化、3点目、納税秩序の確立、4点目、自主納税する社会の実現であり、回収機構の活動により目指す効果としましては、滞納額の縮減、未処理案件の整理促進、徴収ノウハウ・技術のフィードバック、県域全体の徴収業務のレベルアップ、5つ目としまして市町・県・機構の連携強化等でございます。

回収機構は、県、市及び町からの派遣職員で構成されておまして、現在も本町からは町職員1名を派遣しております。回収機構で身につけました徴収ノウハウや技術を町にフィードバックする波及効果も大きく、徴収レベルを保ってきていることが、現在の徴収率を維持している要因と理解しております。

職員の異動に左右されない安定した徴収体制を維持していくためには、回収機構への定期的な職員派遣は今後も継続し、連携して滞納額の縮減や納税モラルの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に移管件数についてのご質問でございますが、処理件数は、回収機構の規則によりまして、市町の人口によって定められております。平成23年度から処理件数枠の縮小があり、本町では平成22年度以前の20件に対しまして、現在は15件の枠となっております。そのため昨年は追加の1件を残しておまして、14件の移管にとどめております。

次に納税義務の徹底についてのご質問でございますが、現在、町広報誌等では納税の重要性をお知らせするほか、納税意識の啓発、期限内納付の徹底を図っております。

納税意識の啓発には、小中学生のころから税の使われ方や学校の机やいすなど、身の周りのものが税金のおかげであることを学んでいただく必要もあります。現在教育機関と連携した租税教育推進協議会により、小学生に対しましては、町職員も講師として参加する租税教室と税に関する習字事業、中学生に対しましては税に関する作文事業を展開しております。

また、県内の高校や大学でも、税の専門家からの授業や講義を実施していただいております。これら専門機関との連携によりまして、今後も税制度の重要性について、啓発に取り組んでいきたいと考えております。また、町内中学校での租税教室開催についても、今後協議をしていきたいと考えております。

以上、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） 答弁ありがとうございました。

1点は、各市町からの負担金はどのような形で使われておりますでしょうか。金額と内容について、1点お願いをしたいというふうに思います。

それと滞納者の方には、この間の聞き取りの中では、まず役場に来てもらって、約束を守らないときは差し押さえをしますよというようなお話とか、ペナルティとして延滞金が金利9.3%と、べらぼうに高いわけですね、というふうに私はすごく思うんですけれど、なるべく延滞金のかからない方法での指導というのはできないものなのでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 伊藤総務部参事。

○総務部参事（伊藤 通数君） それでは機構への負担でございますけれども、先ほど金額的に平成26年度で235万7,000円、平成26年度はそういう実績でございます、10年間で言いますと3,000万円ほどの負担金を支払っております。

その機構での使われ方でございますけれども、平成26年度は別の予算がございましたので、平均的に近年の計算額から見ますと、8割が人件費でございます。あとは事務を運営するための費用という形で、そのような形になっておりまして、先ほど言いましたように年間3,000万円、徴収がトータルで7,700万円ほどあります。

ただ、ちょっと別の話になってしまいますけれども、徴収効果という部分では、機構へ送りますよと、通知だけでも約4,000万円ぐらい要りますので、効果としましては、今までの合計としましては1億1,000万円ほどの効果、3,000万円に対して1億1,000万円ぐらいの徴収があったというような状況でございます。

それと滞納者の方についての対応でございますけれども、できるだけといいますか、うちのほうからは出向くことはございません。全て電話なり呼び出しという形で役



場のほうへ来ていただいて、今の現状、どんなような生活の状況も含めて、ありとあらゆるものを聞き取りしながら、できるだけ一括で支払っていただくのが困難ならば、分割して納めていただく。分割する中でも、できるだけ本税を事前に納めてもらう。そうしますと延滞金というものは増えませんが、事前に、できるだけ早いうちに本税をなくすような指導をしながら、またその人の生活の中身を見ながら、これぐらいなら滞納額を分割できるのではないかというふうに話をしながら進めます。

ただ、生活してもらわなあかん事情がございますので、法的な収入の部分は取り除いた上での話でございます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 大崎議員。

○14番（大崎 潤子君） いろいろな役場に来ていただいて、状況を話し合いをしながら分納というか、支払うことのできる金額を調整しているということ、この間の聞き取りでも聞きましたので、やっぱり基本は、だれもがみんな生活して生きていかなければなりませんので、そういう意味では、ある程度対応していただいているのかなというふうには思いますが、ただ先ほど申しましたように、延滞金の金利が9.3%と高いですので、来ていただくことが大前提ということをおっしゃっていましたが、ときによっては出向いていくことが必要な場合もあるのではないのかなと、そういう強弱をつけたような徴収の方法というの、ぜひ考えていただくのも一理あるのかなというふうに思いました。

とにかく座っていて電話をかけて持ってきてくださいというのが、果たしてどうなのかなというふうな思いが私にありますので、そういう意味では、出かけていくのもいいのかなというふうに思いますので、その点は課で検討していただきたいというふうに思います。

それと先ほど負担金、県としてはどのくらいの金額でしょうか。すみません、時間になりましたので、ごめんなさい。

ありがとうございました。